

平成30年11月定例県議会付議案

議案第 1号	平成30年度鳥取県一般会計補正予算（第6号）
議案第 2号	同 鳥取県営林事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 3号	同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 4号	同 鳥取県営電気事業会計補正予算（第3号）
議案第 5号	同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算（第1号）
議案第 6号	同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第3号）

議案第 7号 鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部を改正する条例
(畜産課)

受益と負担の公平の確保を図るため、病性鑑定後の家畜等の死体の焼却に係る手数料を新たに徴収する等、所要の改正を行うものである。

(手数料の概要)

設 定

区 分		単 位	金 額
病性鑑定後の家畜等の死体の焼却			
牛及び馬	月齢が満24月以上のもの	1頭につき	29,400円
	月齢が満12月以上満24月未満のもの	1頭につき	14,700円
	月齢が満12月未満のもの	1頭につき	2,400円
豚	月齢が満18月以上のもの	1頭につき	9,800円
	月齢が満6月以上満18月未満のもの	1頭につき	4,900円
	月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき	980円
山羊、羊 及び鹿	月齢が満6月以上のもの	1頭につき	4,900円
	月齢が満2月以上満6月未満のもの	1頭につき	980円
その他のもの		1キログラムにつき	49円

[平成31年4月1日施行ほか]

議案第 8号 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（会計指導課等）

受益と負担の公平の確保を図る等のため、手数料の新設、廃止その他所要の改正を行うものである。

(手数料の概要)

設 定

区 分	単 位	金 額
家畜人工授精等に関する講習会の修業試験の合格証明書の再交付	1件につき	1,700円

廃 止

区 分
家畜伝染病予防法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、馬伝染性貧血の発生を予防するために行うもの
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び登録事項の変更

[平成31年4月1日施行ほか]

議案第 9号 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企業局経営企画課）

小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、春米発電所及び日野川第一発電所（以下「対象発電施設」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）の規定による公共施設等運営事業の導入を図るため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①知事は、民間資金法の規定により、選定事業者に対象発電施設の運営等に係る公共施設等運営権を設定することができることとする。
- ②知事は、次の基準に照らして最も効率的かつ適切に対象発電施設の運営等を行うことができると認める者を選定事業者として選定するものとする。
 - ア 対象発電施設の運営等を安全かつ確実に実施することができること。
 - イ 再生可能エネルギーの安定供給に資すること。
 - ウ 地域経済の発展に資すること。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、実施方針において定める基準を満たすこと。
- ③運営権者は、②のアからエまでに掲げる基準に適合するよう対象発電施設の運営等を行わなければならない。
- ④運営権者が行う業務は、対象発電施設の設備の運用、維持管理その他の運営等に関する業務とし、その具体的内容は、知事が実施方針において定めるものとする。
- ⑤運営権者は、対象発電施設の運営等に伴う発電に係る料金を自らの収入として収受するものとする。
- ⑥知事は、運営権者から運営権対価を徴収するものとする。

[公布施行]

議案第 10号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局総務課）

県立中央病院において、がんゲノム医療をはじめとした遺伝子疾患に対する医療をより適正に行うため、使用料を新たに徴収するものである。

（使用料の概要）

設 定

区 分	単 位	金 額
遺伝子検査に係る個別面談（診療報酬の算定方法に規定する遺伝カウンセリングを除く。）	初回	10,800 円
	2回目以降	6,480 円

[平成 31 年 1 月 1 日施行]

議案第 11号 鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を廃止する条例（空港港湾課）

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例を制定し、平成 31 年 4 月 1 日から鳥取港ボートパークの管理を指定管理者に行わせることとしていたところであるが、指定管理者への応募がなかったため、県が引き続き直営で管理することとし、当該一部改正条例を廃止しようとするものである。

[公布施行]

議案第 12号 工事請負契約（鳥取県立米子コンベンションセンター舞台吊物機構設備改修業務） の締結について（文化政策課）

工 事 名：鳥取県立米子コンベンションセンター舞台吊物機構設備改修業務

工 事 場 所：米子市末広町 294 番地

契約の相手方：三精テクノロジーズ・佐藤総合計画グループ

契 約 金 額：562,138,920 円

工事完成期限：平成 32 年 2 月 29 日

議案第 13～33号 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案番号	施設名	指定方法	指定管理者となる団体
13	鳥取県立人権ひろば 21	指名	公益社団法人鳥取県人権文化センター
14	鳥取県立県民文化会館（とりぎん文化会館）	指名	公益財団法人鳥取県文化振興財団
15	鳥取県立童謡館	指名	公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館
16	鳥取県立米子コンベンションセンター	指名	公益財団法人とっとりコンベンションビューロー
17	鳥取県立倉吉未来中心	指名	公益財団法人鳥取県文化振興財団
18	鳥取県立武道館	公募	公益財団法人鳥取県体育協会
19	鳥取県営ライフル射撃場	公募	鳥取県ライフル射撃協会
20	鳥取県立倉吉体育文化会館	公募	公益財団法人鳥取県体育協会
21	鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール	公募	公益財団法人鳥取県体育協会
22	鳥取県立米子産業体育館	公募	公益財団法人鳥取県体育協会
23	鳥取県立夢みなとタワー	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団
24	鳥取県立障害者体育センター	公募	株式会社TKSS
25	鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団
26	鳥取県立布勢総合運動公園（コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク）	公募	公益財団法人鳥取県体育協会
27	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体
28	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団
29	天神川流域下水道	指名	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
30	とっとりバイオフィロンティア	指名	公益財団法人鳥取県産業振興機構
31	鳥取県立農村総合研修所	指名	鳥取県農業協同組合中央会
32	鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港	指名	境港水産物市場管理株式会社
33	鳥取県立みなとさかい交流館	指名	境港管理組合

指定の期間：平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

議案第 34号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標の制定について（産業振興課）

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが達成すべき業務運営に関する中期目標を定めるため、地方独立行政法人法第 25 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 35号 当せん金付証券の発売について（財政課）

平成 31 年度宝くじ発売総額：53 億円以内
（平成 30 年度宝くじ発売議決額：53 億円以内）

議案第36号 平成29年度決算の認定について（財政課）

一般会計歳入歳出決算額

(単位：千円)

会計名	歳入	歳出	差引	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一般会計	372,365,876	367,142,590	5,223,286	2,262,415	2,960,871

特別会計歳入歳出決算額

(単位：千円)

会計名	歳入	歳出	差引
用品調達等集中管理事業特別会計	4,468,011	4,224,520	243,491
公債管理特別会計	83,995,011	83,995,011	0
給与集中管理特別会計	24,252,242	24,252,242	0
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	215,126	157,729	57,397
天神川流域下水道事業特別会計	1,259,478	840,584	418,894
中小企業近代化資金助成事業特別会計	61,921	59,201	2,720
就農支援資金貸付事業特別会計	140,331	27,118	113,213
林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	246,134	39,548	206,586
県営林事業特別会計	123,435	114,150	9,285
県営境港水産施設事業特別会計	265,544	249,150	16,394
沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	369,463	47	369,416
港湾整備事業特別会計	271,900	268,744	3,156
収入証紙特別会計	2,086,665	2,046,745	39,920
県立学校農業実習特別会計	66,923	45,531	21,392
育英奨学事業特別会計	808,899	807,565	1,334

議案第37号 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（税務課）

身体障害者等の一層の社会参画を促進するため、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る自動車取得税及び自動車税の減免制度について、所要の改正を行うものである。

(改正の概要)

要件	現行		要件	改正後	
	減免の上限額			減免の上限額	
	自動車取得税	自動車税		自動車取得税	自動車税
身体障害者等の通院、通所若しくは通学のために週3回以上又は身体障害者等の生業のために運転する場合	250万円に税率を乗じて得た額	45,000円	身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のために運転する場合	250万円に税率を乗じて得た額	45,000円
身体障害者等の通院、通所又は通学のために週1回又は2回運転する場合	150万円に税率を乗じて得た額	23,000円			

[平成31年4月1日施行]

報 告 事 項

報告第 1号 平成29年度鳥取県継続費精算報告書について（財政課）

事業名	年度	精算額（円）
中部総合事務所防災対策機能強化整備事業費	28～29年度	465,899,315
湖山艇庫整備事業費	28～29年度	95,119,000
原子力環境センター機能強化事業費	28～29年度	428,416,560
福祉相談センター空調設備更新事業費	28～29年度	19,116,000
精神保健福祉センター空調設備更新事業費	28～29年度	19,116,000
県立高等学校非構造部材耐震対策事業費	28～29年度	126,351,560

報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年11月15日専決）（税務課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 14,756 円（県過失 4 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 29 年 10 月 16 日、東部県税事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場内の駐車枠から後退し、通路上で前進しようとした際、右後方から後退してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

（2）鳥取県医療法施行条例の一部を改正する条例（平成30年11月15日専決）（医療政策課）

医療法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[平成 30 年 12 月 1 日施行]

（3）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年11月15日専決）

（道路企画課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 83,289 円（県過失 4 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 4 月 4 日、和解の相手方が、一般国道 181 号を普通乗用自動車で行く途中、沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。

（4）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年11月15日専決）

（道路企画課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 29,776 円（県過失 10 割）を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：平成 30 年 6 月 23 日、和解の相手方甲が、主要地方道智頭用瀬線を和解の相手方乙所有の普通貨物自動車で行く途中、沿道の斜面から落下してきた石が当たり、同車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成30年11月15日専決）

（道路企画課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 180,154 円（県過失 7 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 7 月 6 日、和解の相手方が、一般県道倉吉東伯線を普通乗用自動車で行中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

(6) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成30年11月15日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1 名 連帯保証人 1 名

訴えの内容：鳥取県育英奨学資金貸付金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

報告第 3 号 鳥取県歯科保健推進計画の策定について（健康政策課）

鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例第 12 条第 3 項に基づき、鳥取県歯科保健推進計画を策定したので、同条第 3 項の規定に基づき報告するものである。

報告第 4 号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 3 件